

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 番 号	配1	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）			（氏名又は名称） 郡山市森林組合 代表理事組合長 村田 久男				（住所又は所在地） 福島県郡山市逢瀬町多田野字本郷228番地					
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）			（名称） 郡山市長 品川 萬里				（所在地） 福島県郡山市朝日一丁目23番7号					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理実 施権に基づいて 行われる経営 管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき 金銭がある場合にお ける当該金銭（E） の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	逢瀬町多田野字根ノ石	1番1	24	1・7～15	山林	0.45	スギ・アカマツ	66～70	2021. 4. 1	49年8か月 (2070. 11. 30)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
2	同上	1番1	24		山林	1.82	スギ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
3	同上	1番1	24		山林	0.91	アカマツ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
4	同上	1番1	24		山林	1.24	スギ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
5	同上	1番1	24		山林	0.19	アカマツ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
6	同上	1番1	24		山林	0.20	スギ・アカマツ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
7	同上	1番1	24		山林	0.93	アカマツ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
8	同上	1番1	24		山林	0.09	スギ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
9	同上	1番1	24		山林	0.39	スギ・アカマツ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
10	同上	1番1	24		山林	5.21	スギ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
11	同上	1番1	24		山林	0.24	アカマツ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
12	同上	1番1	24		山林	0.18	アカマツ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
13	同上	1番1	24		山林	0.25	スギ・アカマツ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
14	同上	1番1	24		山林	1.30	アカマツ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
15	同上	1番1	24		山林	0.43	スギ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
16	同上	1番1	24		山林	0.20	アカマツ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
17	同上	1番1	24		山林	0.25	アカマツ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
18	同上	1番1	24		山林	0.33	スギ	56～60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
19	逢瀬町多田野字竹柄沢	1番1	23	8～16	山林	0.41	アカマツ	56～60	2021.4.1	49年8か月 (2070.11.30)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
20	同上	1番1	23		山林	11.44	スギ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
21	逢瀬町多田野字於杉日向	1番1	23	17～22	山林	1.61	スギ	56～60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
22	同上	1番1	23		山林	1.38	スギ	41～45	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
23	同上	1番1	23		山林	0.53	スギ	66～70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
24	逢瀬町多田野字狼ノ石	1番1	23・24		山林	30.45	サヅ	—	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集1
	逢瀬町多田野字竹柄沢	1番1												
	逢瀬町多田野字於杉日向	1番1												

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									Ａの森林所有者（甲）		丙が甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にＥを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	逢瀬町 多田野字狼ノ石	1番1	24	1・7～15	山林	0.45	スギ・アカマツ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
2	同上	1番1	24		山林	1.82	スギ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
3	同上	1番1	24		山林	0.91	アカマツ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
4	同上	1番1	24		山林	1.24	スギ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
5	同上	1番1	24		山林	0.19	アカマツ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
6	同上	1番1	24		山林	0.20	スギ・アカマツ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
7	同上	1番1	24		山林	0.93	アカマツ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
8	同上	1番1	24		山林	0.09	スギ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
9	同上	1番1	24		山林	0.39	スギ・アカマツ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
10	同上	1番1	24		山林	5.21	スギ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
11	同上	1番1	24		山林	0.24	アカマツ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
12	同上	1番1	24		山林	0.18	アカマツ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
13	同上	1番1	24		山林	0.25	スギ・アカマツ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
14	同上	1番1	24		山林	1.30	アカマツ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
15	同上	1番1	24		山林	0.43	スギ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
16	同上	1番1	24	8～16	山林	0.20	アカマツ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
17	同上	1番1	24		山林	0.25	アカマツ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
18	同上	1番1	24		山林	0.33	スギ	56～60	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
19	逢瀬町 多田野字竹柄沢	1番1	23	17～22	山林	0.41	アカマツ	56～60	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
20	同上	1番1	23		山林	11.44	スギ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
21	逢瀬町 多田野字於村日向	1番1	23		山林	1.61	スギ	56～60	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
22	同上	1番1	23		山林	1.38	スギ	41～45	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
23	同上	1番1	23		山林	0.53	スギ	66～70	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
24	逢瀬町 多田野字狼ノ石	1番1	23・24		山林	30.45	サヅ	—	福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
	逢瀬町 多田野字竹柄沢	1番1							福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1
	逢瀬町 多田野字於村日向	1番1							福島県郡山市朝日一丁目23番7号	郡山市多田野財産区管理者 郡山市長 品川 萬里	別添3の①参照	—	集1

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

住 所（同上） 郡山市森林組合 代表理事組合長 村田 久男

権利の設定をする市町村（乙）

住 所（同上） 郡山市長 品川 萬里

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

① 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。
この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(10) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(13) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	○ 森林の適正管理と安定的な林業経営のため「森林経営計画」を策定し、当該計画に基づき森林施業(間伐、主伐、更新(地ごしらえ、植栽等)、保育(下刈り、除伐等))を実施する。 ○人工林の主伐にあたっては、木材の販売及び植栽を実施する。なお、植栽は経営管理実施権の存続期間中に林齢が10年生以上となるように行う。 ○丙の企画提案書に基づき、経営管理の着実な実施を図る。
	逢瀬町多田野 字狼ノ石	1番1	24		
	逢瀬町多田野 字竹柄沢	1番1	23		
	逢瀬町多田野 字於杉日向	1番1	23		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な福島県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （4. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
	逢瀬町多田野字狼ノ石	1番1	24		
	逢瀬町多田野字竹柄沢	1番1	23		
	逢瀬町多田野字於杉日向	1番1	23		

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	逢瀬町多田野 字狼ノ石	1番1	24		
	逢瀬町多田野 字竹柄沢	1番1	23		
	逢瀬町多田野 字於杉日向	1番1	23		